◆本庄市育英資金貸付制度のご案内◆

本庄市では、修学意欲と能力がありながら、経済的な理由により高校・大学等での修学が困難な生徒・学生に対して、修学に必要な費用の貸付けをおこなう育英資金貸付制度を設けています。

1．貸付けを受けられる人

高校・大学等に在学する生徒・学生で、次の要件を満たすと教育委員会が認める人。

1　本庄市に１年以上居住している世帯の子女である。
2　学力優秀、品行方正で勉学に耐えられる。（成績が基準以上であること。）
3　修学意欲が旺盛で、関係学校長又は学長に適当と認められ推薦を受けられる。
4　経済的な理由により学資支出の困難な世帯の子女である。（世帯所得が基準以内※1であること。）
5　連帯保証人が２人以上※2あること。

収入がない人、市民税が非課税である人、生活保護を受けている人等は該当しません。

《連帯保証人の要件》

ア　**返済を保証し得る資力がある**１８歳以上の**独立した生計を営む人。**
イ　市税を完納している人。（市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税）
ウ　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、長野県に１年以上居住している人。
エ　本庄市の育英資金又は入学準備金の貸付けに係る保証を他にしていない人。

※1　【目安】父（45 歳会社員）、母（45 歳パート社員）、子 2 人（18 歳高校 3 年生・15 歳中学 3 年生）の 4 人家族（持家）で、父母の給与所得（給与所得控除後の金額）の合計が 381 万円のご家庭。（**あくまで目安なので、詳しくはご相談ください。**）
※2　連帯保証人のうち１名は保護者可。（ただし、連帯保証人の要件を満たすと教育委員会が認定した場合のみ。）

2．貸付額及び利子

・貸付額　　高校等　月額　１５，０００円　以内　（毎年度４期に分けて振込）
　　大学等　月額　３０，０００円　以内　（毎年度４期に分けて振込）
・貸付利子　無利子

3．返済方法

貸付けが終了した月の翌月から起算して６ヶ月経過した後から返済開始。（**債務者は生徒・学生。**）
貸付月額の半額以上を返済月額として割賦返済。貸付期間の２倍の期間内に返済する必要があります。

4．申請手続き

《受付期間》　随時　**※令和８年４月からの貸付けを希望する人は令和８年１月３０日（金）まで**
《提 出 先》　学校教育課（市役所４階）
《申請時の提出書類》

1　「育英資金貸付申請書」（様式第１号）※自筆記入のもの
2　「家庭調書」（様式第２号）※自筆記入のもの
3　「育英資金貸付者推薦書」（様式第８号）
4　指導要録の写し又は調査書
5　連帯保証人の「住民票」、「印鑑登録証明書」、「納税証明書」

※　令和７年１月２日以降に本庄市に転入した世帯員がいる場合には、転入者の「所得課税証明書（控除金額の記載があるもの）」が必要です。

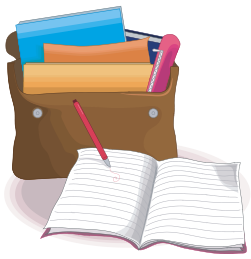

5．貸付決定

教育委員会で審査後、「育英資金貸付審査結果通知書」を申請者全員に通知します。
《貸付決定後の提出書類》

1　「借用証書」（様式第４号）
2　「誓約書」（様式第９号）
3　入学許可証明書の写し（入学前）及び在学証明書（入学後）
4　「入学準備金・育英資金口座振込依頼書」（様式第５号）

《問い合わせ先》本庄市教育委員会学校教育課　0495-25-1149（直通）